厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

労災保険暫定任意適用事業の加入推進について（労働保険徴収課）

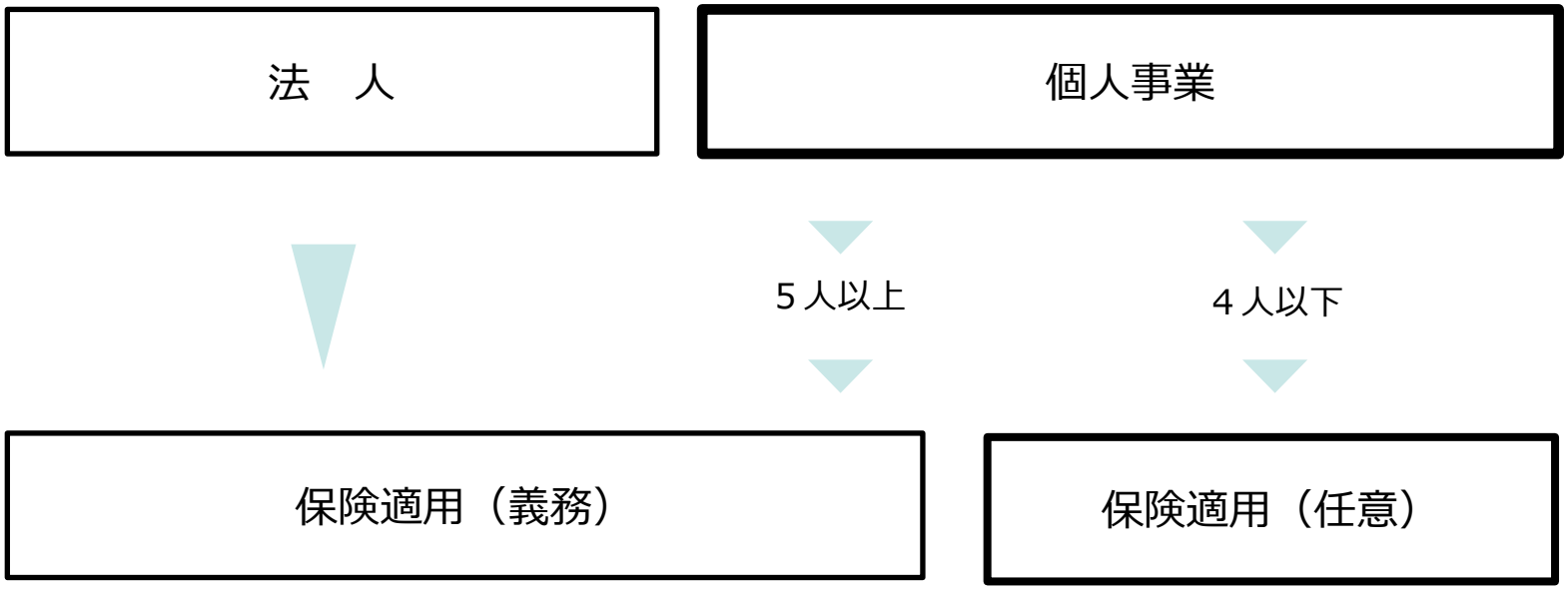
暫定任意適用事業の任意加入について

○　現在の農業では、常時使用労働者数５人未満の個人事業について、労働保険の加入は、任意となっているところ。

○　保険加入を希望する場合は、事業主が都道府県労働局長に任意加入の申請を行い、その承認を得てはじめて保険関係が成立する。

○　加入承認日以降、労働者の業務、通勤による負傷等が保険給付の対象となる。

○　農業における労災保険制度の概要



今後の取組について

○　労災保険制度の周知

　暫定任意適用事業の廃止に当たっては、適用対象となる農林水産業の小規模な個人経営の方々のご理解を得ながら丁寧に進めていくことが重要。

　そのため、労災保険制度についての十分な周知期間を設け、対象事業主が施行前に任意加入いただくことも含め段階的に対応できるようにするとともに、農林水産省と連携しながら、労災保険への加入のメリット等の周知を実施。

○　任意加入の推進

　暫定任意適用事業において、円滑に全面適用につなげていくため、農林水産省と連携して、全面適用となる施行日までに任意加入の推進に取り組んでいくこととし、都道府県労働局においても、関係団体等と連携を図り、同様に取り組んでいく。

　具体的には、労働保険事務組合の設立の働きかけや、既存の労働保険事務組合の受託拡大等の任意加入を推進するための体制整備、労働保険事務組合や社会保険労務士等においても、小規模経営体からの相談対応を行う体制の構築などの取組を推進。

○　関係団体との連携体制の構築

　暫定任意適用事業の廃止により適用対象となる農林水産業について、当該事業の関係団体や地方自治体等との連携は不可欠であり、都道府県単位で労災保険適用に向けた連携体制の構築を検討。